

## 解体工事業の技術者に関する経過措置について

《技術者に関する経過措置とは》

解体工事業の新設に伴い、経過措置終了期間の令和3年6月30日までは、とび・土工事業の技術者（平成28年6月1日時点でとび・土工事業の技術者要件を満たしていた者に限る）は解体工事業の技術者とみなされます。

### 1. 経過措置期間中は解体工事業の技術者とみなされる資格表

	経過措置期間中（～令和3年6月30日）		経過措置期間終了後（令和3年7月1日～）	
	コード	資格	コード	備考・要件
技術検定	1A	1級建設機械施工技士 ※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種） ※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	1C	1級土木施工管理技士【H27年度までの合格者】	13	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	1D	2級土木施工管理技士（土木）【H27年度までの合格者】	14	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	1E	2級土木施工管理技士（薬液注入）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	2A	1級建築施工管理技士【H27年度までの合格者】	20	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	2B	2級建築施工管理技士（躯体）【H27年度までの合格者】	22	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
技術士試験	4A	建設・総合技術監理（建設）	41	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	42	「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要 ※2
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
技能検定	5B	とび・とび工（2級）【合格後、とび工事に関し3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】	57	合格後、解体工事に関し3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要 ※2
	6B	型枠施工 【2級の場合、合格後3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	6C	ウェルポイント施工 【2級の場合、合格後3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
	7A	コンクリート圧送施工 【2級の場合、合格後3年（H15年度以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない
民間	6A	登録地すべり防止工事試験の合格者 【合格後、1年以上の実務経験が必要】※1	—	解体工事業の技術者にはなれない

※1の技術者が解体工事業の専任技術者の場合、経過措置終了までに要件を満たす専任技術者が配置できなければ、解体工事業の許可は失効します。

※2 要件を満たした場合、変更届「有資格区分の変更」を届出てください。

実務経験を証明する書類・・・実務経験証明書、契約書等（変更届出書を提出している場合、工事経歴書で代用できる場合があります）  
登録解体工事講習の受講を証明する書類・・・登録解体工事講習修了証

### 2. 経過措置に関わらず解体工事業の技術者要件を満たす資格

	コード	資格
技術検定	13	1級土木施工管理技士 【H28年度以降の合格者】
	14	2級土木施工管理技士（土木）【H28年度以降の合格者】
	20	1級建築施工管理技士 【H28年度以降の合格者】
	21	2級建築施工管理技士（建築）【H27年度までの合格者は、「合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要】
	22	2級建築施工管理技士（躯体）【H28年度以降の合格者】
技能検定	57	とび・とび工（1級）
民間	60	解体工事施工技士

### 3. 実務経験の取扱い

旧とび・土工事業で請け負った工事の中から解体工事業の実務経験年数を計上する場合、解体工事に係わる工事が実務経験へ計上可となります。  
なお、同一の者が複数業種を実務経験の証明で技術者要件を満たそうとする場合、実務経験期間の重複は認められませんが、H28年5月31日までに請け負ったとび・土工事業の中に解体工事業の実績がある場合、とび・土工事業の実務経験証明期間と解体工事業実務経験証明期間の重複が認められます。